

富山市日常生活用具給付事業について

富山市役所 長寿福祉課

電話 443-2062

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯（いずれも市町村民税非課税世帯）に対し、日常生活に便宜を図っていただくため、火災警報器・自動消火器・電磁調理器を給付します。

給付品目(対象者)

火災警報器

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、市町村民税非課税世帯。屋内の火災を煙で感知し、警報ブザーで知らせ得るもの。設置は1世帯に1台。

自動消火器

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、市町村民税非課税世帯。室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火剤を噴出し初期火災を消火し得るもの。設置は1世帯に1台。

電磁調理器(付属品含む)

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な市町村民税非課税世帯。

炎を生ぜず電磁作用によって鍋自身を発熱させる調理器で安全かつ取扱いが簡便なもの。設置は1世帯に1台。

※火災警報器と自動消火器はどちらか一方しか申請できません。

費用負担

機器の価格の1割負担

令和6年度	電磁調理器	6,600 円
	火災警報器	440 円
	自動消火器	3,520 円

申請方法

「日常生活用具給付申請書(様式第1号)」により申請してください。その際、担当民生委員か地域包括支援センターの意見を記入・押印してもらってください。